［商品概要説明書］

＜特別金利定期積金（定額式・目標式）＞

（2023年10月2日現在）

商 品 名（愛称）	・ＪＡこまち特別定期積金「すこやか」
ご利用いただける方	・管内在住の0～15歳（中学卒業まで）の個人のみ
期　間	令和5年10月2日～令和6年3月29日 ※大幅に金利が変動した時は、条件の変更や取り扱いを中止させていただく事がございます。
払込方法 （１）払込期間 （２）掛込周期 （３）掛込方法 （４）払込金額	 ・1年以上10年以内。 ・1ヵ月、増額月の設定不可。 ・普通貯金口座からの自動振替または窓口。 なお、2021年10月１日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。 ・ 1,000 円以上、１円単位、給付契約額100万円以内。
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 （１）適用金利 （２）支払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ・店頭表示金利の15倍。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を１円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税５%）の分離課税となります。 ※ 2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利（約定利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	－
付加できる特約事項	・個人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年 0.5%を上乗せした利率） ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 （１）初回掛込日から解約日までの期間が１年未満の場合 解約日における普通貯金利率 （２）初回掛込日から解約日までの期間が１年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または金融共済部貯金運用課(電話：０１８３－７８－２２２３)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融共済部貯金運用課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。）
その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡこまち